

引き直し計算 申込書

申込年月日

年

月

日

住所 (必須)	
氏名 (必須)	
連絡先電話番号 (必須)	
メールアドレス	
計算結果のご返送方法 (チェックのない場合は普通郵便でお送りします。)	
<input type="checkbox"/> 郵送(普通 送料140~250円) <input type="checkbox"/> 郵送(速達 送料360円)	
<input type="checkbox"/> 電子メールに添付 <input type="checkbox"/> FAX送付(FAX番号: _____)	
料金の支払い方法として代金引換をご希望の場合はチェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 代金引換(代引手数料 390円)	
計算方法の指定	
元本の充当方法 (チェックのない場合は「充当しない」で計算したものをお送りします。)	
<input type="checkbox"/> 充当しない <input type="checkbox"/> 新たな借入金に対してのみ充当する	
その他連絡事項	

本申込書と取引履歴を一緒にお送り下さい。

取引履歴は必ずコピーを取って、コピーの方をお送り下さい。

ご不明な点は mail@tdon.net または TEL 03(5215)3433 までご連絡ください。

郵送先:
(切り取って
お使いください) →

〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3番33号
プリンス通ビル2階
小林法律事務所内
(株)TDON

(注) 元本の充当方法

過払い金額に対して利息を付して計算する場合、その利息額を借入金の元本に充当して計算するか否かです。

「充当しない」方法は、元本は元本で、利息は利息で、最後まで別々に累計していく計算方法です。

「新たな借入金に対してのみ充当する」方法は、新たな借入をしたときに、その時点で発生している利息を、その借り入れ金の返済金とみなして充当する計算方法です。

利息を元本に充当すれば、その分借入金の元本が減るわけですから、借り入れた側には有利になり、ほとんどの場合過払い金も若干増えます。

しかし、業者との直接交渉では、利息金を認めてすんなり払うという業者はほとんどいませんので、一般的には**「充当しない」**で計算するのが交渉はしやすいようです。

ただし、裁判をするのであれば、**「新たな借入金に対してのみ充当する」**方法でも構いません。